

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案 及び 同省令案に基づく告示案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令案 及び 同省令案に基づく告示案」について、令和 8 年 1 月 2 8 日から令和 8 年 2 月 2 6 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 4 件の御意見をいただきました。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

なお、今回の省令案及び同省令案に基づく告示案について、提出意見に基づかない形式上の修正を一部行っております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分 野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 「学校選択制調査書」のパンチデータの取り込みについて	保護者より提出された「学校選択制調査書」のパンチデータを取り込む機能について標準仕様書に明記してほしい。	本省令案 及び 同省令案に基づく告示案は、全国の自治体の意見を踏まえて作成しました「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第4.0版】」（令和8年2月25日公表）を省令又は告示として定めることを目的としたものです。そのため、標準仕様書の内容に関するご意見は、今後の改定の際、参考とさせていただきます。
2. 「学校選択制調査書について	「学校選択制調査書」について指定の様式ではなく自治体の任意の様式での運用を可とすることを標準仕様書に記載してほしい。	本省令案 及び 同省令案に基づく告示案は、全国の自治体の意見を踏まえて作成しました「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第4.0版】」（令和8年2月25日公表）を省令又は告示として定めることを目的としたものです。そのため、標準仕様書の内容に関するご意見は、今後の改定の際、参考とさせていただきます。
3. 「入学通知書」について	「入学通知書」の様式を、自治体で選択できるようにしてほしい。	本省令案 及び 同省令案に基づく告示案は、全国の自治体の意見を踏まえて作成しました「就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書【第4.0版】」（令和8年2月25日公表）を省令又は告示として定めることを目的としたものです。そのため、標準仕様書の内容に関するご意見は、今後の改定の際、参考とさせていただきます。

※なお、上記の御意見の他に、今回の省令案及び省令案に基づく告示案に直接関係のない御意見を1件いただきました。貴重な御意見をお寄せいただきありがとうございました。